覚　　　書

　設置者（以下「甲」という。）及び工事業者（以下「乙」という。）は長泉町浄化槽設置費補助金の交付を受けた合併浄化槽に関し、下記の事項により覚書を締結し、甲と乙は信義により誠実にこれを履行する。

記

１．甲は、浄化槽法第７条の規定による水質に関する調査を受け、その結果、浄化槽の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

２．前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合にはすることができない。

３．乙は、甲からの第１項の規定により瑕疵の補修を求められた場合は、速やかに行わなければならない。

　以上覚書の証として本書２通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

甲　　設置者

乙　　工事業者